

次期消防情報管理システム構築業務一式調達に係る 第2回情報提供招請（RFI）実施要領

1 情報提供招請（RFI）の名称

次期消防情報管理システム構築業務一式の調達に係る第2回情報提供招請（RFI）（以下、RFI）

2 情報提供招請（RFI）実施期間

令和8年10月13日（火）から令和8年11月20日（金）午後5時まで

3 参加表明受付期間

令和8年10月13日（火）から令和8年10月23日（金）午後5時まで

参加意思表明書兼誓約書を次の方法で提出すること。

送付先：川崎市消防局指令課 担当：上嶋

メールアドレス：川崎市消防局指令課：84sirei@city.kawasaki.jp

標 題：【次期消防情報管理システム情報共有：RFI】参加表明（事業者名）

※辞退する場合

参加表明後に辞退する場合は、辞退届を参加表明と同じ送付先に提出すること。

標 題：【次期消防情報管理システム情報共有：RFI】辞退届の提出（事業者名）

4 情報提供招請（RFI）に関する質問

（1）質問の方法

本RFIについて質問がある場合は、下記期限までに以下の要領で実施すること。

ア 受付期間：令和8年10月28日（水）午後5時まで

イ 質問方法：「様式5_質問票」に記入し、電子メールで送信

ウ 送付先：川崎市消防局指令課 担当：上嶋

エ メールアドレス：川崎市消防局指令課：84sirei@city.kawasaki.jp

オ 標 題：【次期消防情報管理システム情報共有：RFI】質問票の提出（事業者名）

（2）回答の方法

質問内容に関する回答は、以下の要領で実施する。

ア 回答日：令和8年11月4日（水）

イ 回答方法：回答は質問者名を伏せて、全参加事業者の連絡担当者へ電子メールにて送付

5 情報提供招請（RFI）の目的

現在、川崎市消防局（以下、「当局」という。）の消防業務に関する事務は、基幹システムである消防情報管理システムを主として行っている。現行の消防情報管理システム（以下、「現行システム」という。）は、平成20年1月から運用を開始し、約18年が経過した現在、川崎市（以下、「本市」という。）の電子申請システム（オンライン手続きかわさき）との連携や査察用モバイル端末とのデータ連携が実装されていないなど、拡張性に課題がある。また、フルスクラッチ構築のため、追加改修において都度費用が発生するなど、保守性・コスト面に課題があるほか、令和10年度にはサーバ等機器がリース期限を迎えるなどシステム更新の必要性に直面している。

一方、本市では、「川崎市情報システム全体最適化方針」（令和5年3月）において、「パッケージの活用」と「徹底した業務改革によるシステムの簡素化」を通じた業務改革とシステム費

用の縮減を目指すことが掲げられており、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進プラン」においても、デジタル技術の活用により業務プロセスの見直しを徹底するとともに、働き方・仕事の進め方の転換を図ることが示されている。また、国（消防庁）では、システム構築期間の短縮や構築・維持コストの削減による持続可能な運用体制の確立を目的として、「消防業務システムの標準化・クラウド活用」に関する検討を進めている。個別カスタマイズを抑制しつつ、導入負担の軽減やスケールメリットによるコストの平準化を図ることが期待されている。

上記背景を受け、当局では、次期消防情報管理システムの導入に向けた検討を進めている。本 RFI は、第 1 回情報提供招請 (RFI) において得られた回答内容を踏まえ、次期消防情報管理システムの機能一覧の再確認、外部連携要件の実現性及び導入に係る費用等について、より具体的な情報を収集することを目的に実施するものである。また、本 RFI により収集した情報は、今後の調達仕様及び調達条件の検討に活用する予定である。

6 情報提供招請 (RFI) 依頼範囲

下記を本 RFI の対象とする。

図表 1 情報提供招請 (RFI) 依頼範囲

システム名など	調達の概要（業務内容）
次期消防情報管理システム	- 次期消防情報管理システム (GIS 含む) の設計、構築及び運用保守作業 ※次期消防情報管理システムは、パッケージシステムをノンカスタマイズで導入することを目指している。資料・情報の提供にあたっては、貴社パッケージシステムの標準機能のみを用いた提案を行うこと（必要に応じて代替案等を提案すること）。 なお、やむを得ない場合は、パッケージシステムにカスタマイズを含めた提案を行うこと。 - 令和 10 年度に当局が調達予定の査察モバイル端末導入に向けた SIM カードの手配、通信機能のキッティング及びキッティング手順書等の作成
システム構築基盤	- 次期消防情報管理システムを構築するための、クラウド環境等のシステム基盤の導入作業 ※クラウド環境への構築を想定しているが、オンプレミス等他の環境での構築を認める。 - 指令システム（代理通信を行う場合は中継サーバ等を含む）や電子申請システム等の別システムや消防団アプリと連携するための、ネットワークやネットワーク機器等の環境の導入作業 ※現行の指令システム及び中継サーバ、機器のみで連携可能である場合は不要である。

7 システム稼働時期

次期消防情報管理システムの稼働は、令和 11 年 1 月頃を予定している。

契約期間の想定は、下記のとおりである。

- (1) 構築業務：契約確定日（令和9年7月頃を想定）から最短日数（概ね1年半以内を想定）
- (2) 運用保守業務：システム稼働を5年と仮定。単年度契約または5年間の長期継続契約とする。ただし、システム稼働状況により、保守業務も延長していく。※「様式4_初期費用・サービス利用料回答票」には、5年間分の運用保守費用を、年度ごとの金額がわかるように回答すること。

8 履行場所

川崎市消防局（〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7）、及び受託者社内

9 提出要請資料・情報

参加意思表明書兼誓約書の提出事業者には図表2の資料一式を電子メールで配布する。

- (1) 次の内容に関する、資料及び情報の提供を要請する。

- ア 次期消防情報管理システムの各種要件（機能要件、非機能要件など）の対応可否
- イ 各種要求に対する意見への回答
- ウ 提案ソリューションに関する情報
- エ 次期消防情報管理システムのシステム構成に関する情報
- オ 次期消防情報管理システムの導入・運用費用に関する情報

- (2) 上記ア～オ以外に有用となる資料・情報があれば、加えて提供を要請する。

上記ア～オに対する回答は、図表2の「提出要否」が「●」箇所の回答様式にしたがって記載すること。詳細は、「01_02_情報提供招請（RFI）回答記入要領」を参照すること。

図表 2 RFI 提示資料

【凡例】●：要提出、△：必要に応じて提出、－：提出不要

分類	資料名	資料の内容	提出要否
01	01_情報提供招請(RFI)実施要領	本紙 本RFIにおける回答依頼事項など	－
	02_情報提供招請(RFI)回答記入要領	各回答様式の回答方法と留意事項	－
	03_辞退届	本RFIへの参加辞退届	△
02	01_調達仕様書（次期消防情報管理システム構築業務一式）	次期消防情報管理システムに関する調達範囲など	－
	02_別紙1_要件定義書	次期消防情報管理システムに関する非機能要件など	－
	03_要件定義書_別添「機能一覧」	次期消防情報管理システムの機能概要	●
	04_要件定義書_別添「帳票一覧」	次期消防情報管理システムから出力する帳票の一覧	－
	05_要件定義書_別添「外部帳票レイアウト」	次期消防情報管理システムから出力する外部帳票のサンプル	－

分類	資料名	資料の内容	提出可否
03	01_様式 1_各種要求に対する意見	パッケージ製品の所有有無や他自治体等における実績などの、特段の情報提供を望む事項への回答様式	●
	02_様式 2_提案ソリューション回答票	貴社が提案するソリューションの、システム名などに関する回答様式	●
	03_様式 3_システム構成案	貴社が想定するシステム構成案に関する回答様式	●
	04_様式 4_初期費用・サービス利用料回答票	システムなどの初期費用・サービス利用料に関する回答様式	●
	05_様式 5_質問票	本RFIに関する質問の記入様式	△

1 0 資料の提出方法

資料の提出については、下記期限までに以下の要領で実施すること。

- (1) 提出期限：令和 8 年 1 月 2 0 日（金）午後 5 時
- (2) 提出方法：提出書類一式をメールに添付し、以下の提出先へ提出すること。
※分析に用いるため、PDFへの変換はしないこと。
※なお、上記提出方法が困難な場合は、期限前日までに担当へ相談すること。
- (3) 提出先：川崎市消防局指令課 担当：上嶋
- (4) メールアドレス：川崎市消防局指令課：84sirei@city.kawasaki.jp
- (5) 問合せ先：上記の「提出先」に同じ
- (6) 標 題：【次期消防情報管理システム情報共有：RFI】RFI資料の提出（事業者名）

1 1 その他

- (1) 本RFIの実施に要する費用は、情報提供者の負担とする。
- (2) 本RFIにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された資料に関しては、返却しない。
- (4) 提出された資料は、川崎市消防局職員及び次期消防情報管理システム調達支援委託の受託者（アビームコンサルティング株式会社）に限り、共有する。次期消防情報管理システム調達支援委託の受託者は、当該契約において秘密保持義務が課されている。
- (5) 本RFIにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本RFIに関する回答、提案などについては、当該目的以外には使用しない。また、今後の調達の選考などについても一切関係ないものとする。

以上